

平成二十五年政令第五十三号

東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設についての核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する政令

内閣は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第六十六号）第六十四条の四及び第七十四条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第六十四条の二第一項の規定により特定原子炉施設として指定され、同条第四項の規定により平成二十四年十一月十五日においてその旨を公示された原子炉施設（以下「東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設」という。）については、法第六十四条の三第一項の認可があつた場合には、法第四十三條の三の八第一項（法第四十三條の三の五第二項第五号及び第九号から第十一号までに掲げる事項の変更に係る部分に限る。）及び第四項、第四十三條の三の九から第四十三條の三の十一まで、第四十三條の三の十四、第四十三條の三の十六、第四十三條の三の二十四、第四十三條の三の二十七、第四十三條の三の二十九並びに第四十三條の三の三十三、法第四十三條の三の三十四第三項において準用する法第十二條の六第三項から第七項まで並びに法第六十一条の二の二の規定並びにこれらの規定に係る罰則を除く。）を適用する。この場合において、法第四十三條の三の三十四第二項及び第三項の規定の適用については、同条第二項中「原子力規制委員会規則で定めるところにより、当該廃止措置に関する計画（次条において「廃止措置計画」という。）を」とあるのは「当該廃止措置に関する事項を実施計画（第六十四条の二第二項に規定する実施計画をいう。）に」と、「原子力規制委員会の」とあるのは「第六十四条の三第一項又は第二項の」と、同条第三項中「第四十三條の三の五第一項の許可は、第四十三條の三の三十四第二項の認可に係る発電用原子炉について」とあるのは「第四十三條の三の五第一項の許可」とする。

附則

（施行期日）

1 この政令は、公布の日から施行する。

（罰則の適用に関する経過措置）

2 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設についての法第六十四条の三第一項の認可前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成二十五年六月二十六日政令第一九一号）抄

（施行期日）

1 この政令は、設置法附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成二十五年七月八日）から施行する。

附則（平成二十五年二月四日政令第三二九号）

この政令は、原子力規制委員会設置法附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日（平成二十五年十二月十八日）から施行する。

附則（平成二十六年二月十九日政令第三九号）抄

（施行期日）

1 この政令は、法の施行の日（平成二十六年三月一日）から施行する。

附則（平成二十九年二月二〇日政令第三二二一号）

この政令は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成三十年十月一日）から施行する。

附則（令和元年十一月七日政令第一五五号）抄

この政令は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律第三条の規定の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。